

概要版

(地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項に基づく地方公共団体実行計画)

別海町地球温暖化対策実行計画

2024年度～2028年度



(野付半島)



(新酪農村展望台)

令和6年2月

北海道別海町

1 背景

地球温暖化に関する国内外の動向や、「別海町ゼロカーボンシティ」宣言等を踏まえ、2030年度温室効果ガス排出削減目標の達成に向けた取組等を一層推進するため、本計画を策定しました。

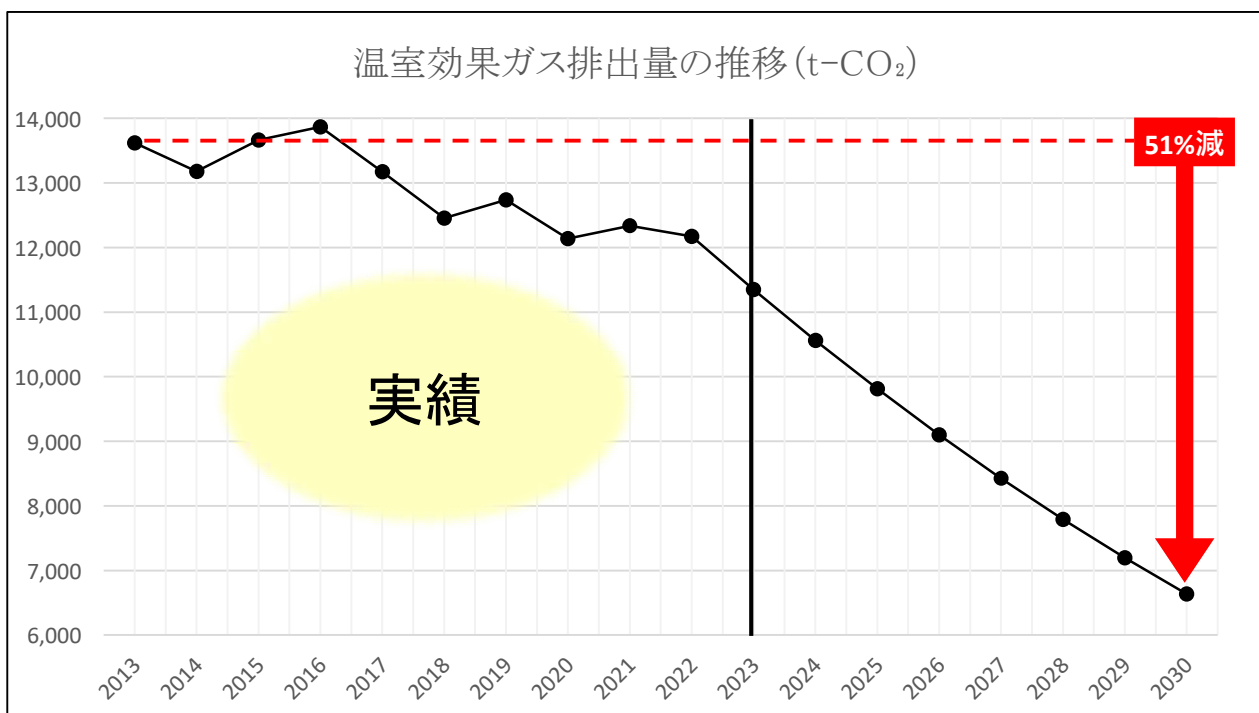
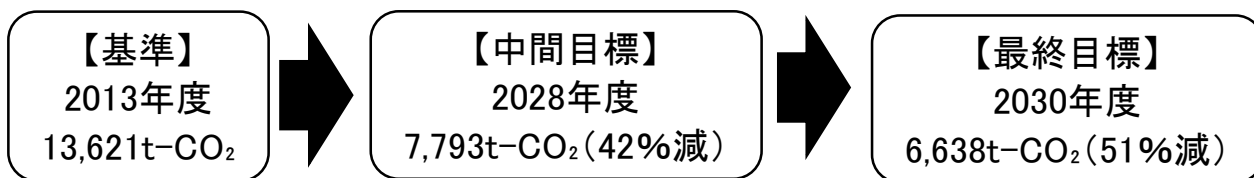
2 計画の基本的事項

- 対象範囲
 - ・本町が行う全ての事務・事業
 - ・出先機関や指定管理施設等を含めた全ての組織及び施設
- 基準年度
2013年度
- 対象とする温室効果ガス
二酸化炭素

3 目標

2030年度までに51%削減

※電力業界の低炭素化を考慮した目標値



4

基本方針

基本方針1 事業活動における省エネルギー化の推進

電気・燃料の使用量削減
ゴミの減量、**分別・リサイクル**の徹底。
日常的に**節水**を心がける。
ナチュラルビズを推進する。
施設の空調は、**利用状況に応じた管理**を行う。

基本方針2 施設・設備の改善

環境負荷の低減に配慮した施設等を整備し、適正な管理に努める。
高効率空調機や**LED設備**への買換えを順次行う。
電気自動車やハイブリッド車の導入を順次行う。



基本方針3 グリーン購入の推進

省エネルギータイプで**環境負荷の少ない物**の購入に努める。
環境ラベリング(エコマーク、グリーンマーク等)対象製品を購入するよう努める。



基本方針4 再生可能エネルギー等の導入推進

家畜糞尿を主体としたバイオマスや、太陽光等の**再生可能エネルギー**の活用を検討する。

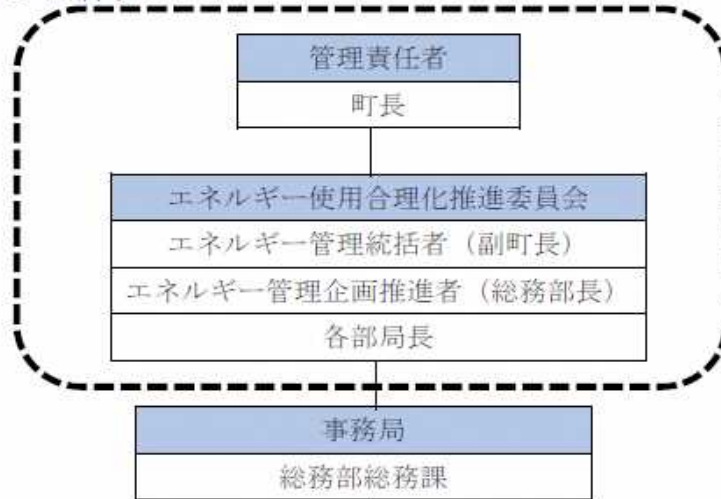


5

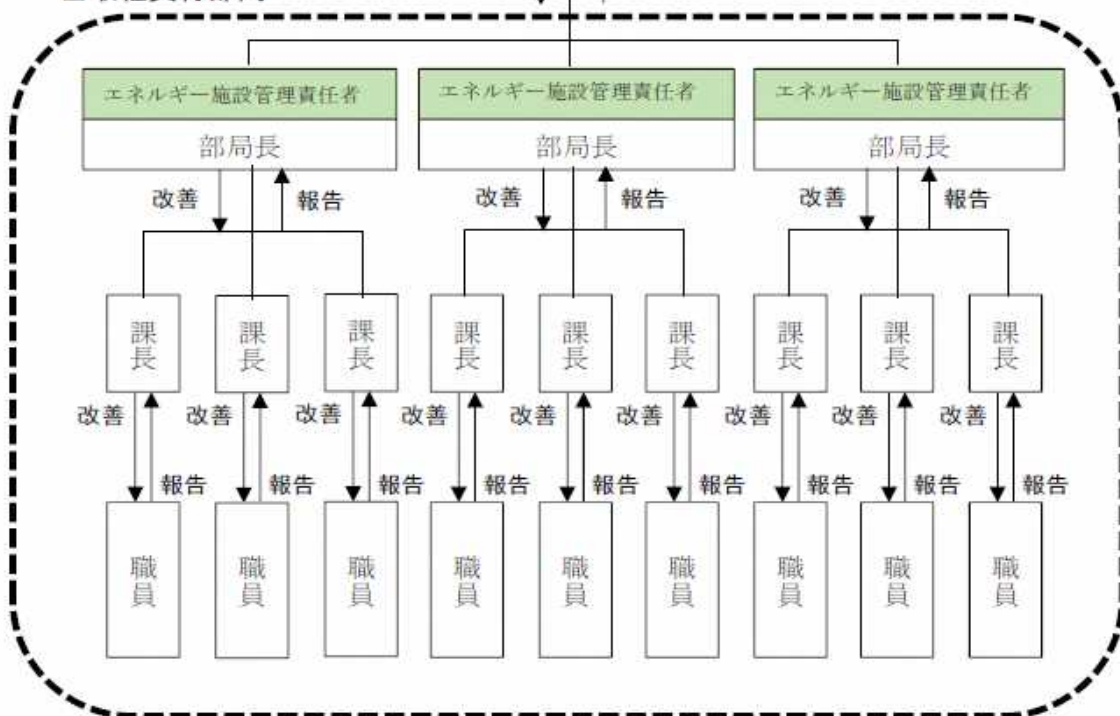
推進体制

本計画の推進体制は、別海町役場エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する規程に基づき、図のとおりとする。

■マネジメント部門



■取組実行部門



6

進捗管理

計画の進捗管理は、計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Action)を繰り返すことにより、継続的に管理するPDCAを用い、事務局である総務部総務課において、定期的に進捗状況の把握を行い、年1回の点検評価を行います。

人がつながり 未来につながる 海と大地に夢があふれるまち

～いつも心に広がるふるさと ベつかい～

(第7次別海町総合計画 キャッチフレーズ)



(別海町章)

総務部総務課総務行政担当

〒086-0205

野付郡別海町別海常盤町280番地

TEL 0153-75-2111(内線2111、2112、2113)

FAX 0153-75-0371